

# 環境活動団体助成事業助成金交付要綱

## 1 趣 旨

環境活動団体（以下「団体」という。）が実施する自然とのふれあいや自然環境保全等の活動を通じて、子どもたちや地域の住民等が、自然環境のすばらしさや大切さを実感し、自然共生型の地域づくりを推進するとともに、環境に配慮した行動がとれる子どもたちや県民を育成することを目的として、団体の事業に必要な経費の一部を助成する。

## 2 助成金を交付する団体

助成金を交付する団体は、次のとおりとする。

- (1) 県内に活動拠点を有し、かつ県内で活動していること。
- (2) 組織の運営に関する規定を有していること。
- (3) 活動歴が1年以上であること。ただし、任意団体が法人化した場合は、法人化前の活動期間を含む。
- (4) 政治的、宗教的及び商業的宣伝活動を行っていないこと。

## 3 助成金を交付する事業

助成金を交付する事業は、次のいずれかの事項に関する活動等であって、特定のフィールドで将来にわたって継続的に行われるものとする。

- (1) 野生動植物の保全等
  - ① 野生動植物の保護・増殖
  - ② 野生動植物の生息・生育地の保全 等
- (2) 自然環境の保全・再生
  - ① 河川・海岸等の環境保全
  - ② 里地・里山の保全 等
- (3) 自然とのふれあい
  - ① ビオトープ等の自然とのふれあいの場づくり
  - ② 自然環境学習会（観察会等）の開催 等

## 4 事業の要件

助成金を交付する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 年間、2回以上の実践活動（環境学習を含む）が行われること。
- (2) こども（高校生以下）の参加が原則として5名以上であること。
- (3) 参加費は無料であること。（ただし、食事代、資料代等の経費を除く）
- (4) 当該事業の実施について、行政機関等から補助金又は委託金等の助成を受けていないこと。
- (5) 政治・宗教活動及び営利を目的とするものでないこと。
- (6) 事業実施における十分な安全対策がとられていること。

## 5 助成限度額及び対象経費

- (1) 1事業に対する助成限度額は20万円とする。
- (2) 対象となる経費は、事業の実施に必要な材料・道具・燃料・種苗等の購入費、機材・会場の借上げ費、外部講師謝金等とし、懇親会費、飲食費、恒常的な人件費および運営費等、事業の実施に必要と認められない経費は助成対象外とする。

## 6 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める期日までに「助成金交付申請書」(別記様式1)を、公益財団法人山口県ひとつくり財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

## 7 助成金の交付決定

- (1) 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、選考委員会において内容を審査のうえ、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、結果を当該申請団体に通知するものとする。
- (2) 助成金の交付団体数は予算の範囲内において、3団体程度とする。
- (3) 理事長は、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

## 8 事業の変更又は中止(廃止)の場合の手続き

- (1) 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」(別記様式2)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。  
ただし、事業の実施に伴う助成対象経費の内訳額の変更等、軽微な変更であって、助成額の増加を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 助成団体は、事業を中止または廃止しようとするときは、「中止(廃止)届出書」(別記様式3)を理事長に提出しなければならない。

## 9 実施報告等

助成団体は、事業が終了したときは、速やかに「実施報告書」(別記様式4)を理事長に提出しなければならない。

## 10 助成金の額の確定

理事長は、実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、書面により助成団体に通知するものとする。

## 11 助成金の請求

- (1) 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金請求書」(別記様式5)を理事長に提出しなければならない。
- (2) 理事長は、事業遂行上必要があると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内で概算払いにより助成金を交付することができる。

12 他用途の使用禁止

助成団体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

13 関係書類の整備

助成団体は、当該事業に関わる収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

14 調査等

理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成団体に対し報告を求め、または財団の職員をして帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させ、必要な指示をさせることができる。

15 助成金の交付決定の取り消し等

理事長は、助成団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金交付に付した条件に違反したとき
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき
- (4) 支出額が当該助成金より少ないとき
- (5) 事業を中止したとき

16 助成金の返還

理事長は、15の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる事業に関し助成金が交付されているときは、助成団体に対し、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

17 その他

- (1) 事業実施に伴う行政機関、土地所有者等との調整は、原則として助成団体が行うものとする。
- (2) 助成団体は、事業内容等について、随時、理事長と十分協議すること。
- (3) 本要綱は平成28年4月1日から適用する。